

天理市社会福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市社会福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市社会福祉事務所事務分掌規則（平成3年3月天理市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康推進課」を「福祉政策課及び健康推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。